令和7(2025)年度 とちの環エコ製品

栃木県リサイクル製品認定制度







■ 栃木県では、リサイクル製品の認定を通して、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用促進及びリサイクル産業の育成を図り、本県の地域特性を活かした循環型社会の形成を促進するため、「栃木県リサイクル製品認定制度」を実施しています。

■募集期間

令和7(2025)年7月29日(火)~10月3日(金)



■申請書類

栃木県リサイクル製品認定申請書(正本1部・副本2部)

■申請書提出先

○ 認定を受けようとする製品の製造事業場(複数ある場合は、主要な製造事業場)の所在市町を 担当する環境森林事務所等に提出してください。連絡先及び担当市町は以下のとおりです。

事務所名	住 所	電話番号	担当市町
県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9	0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1	0285-81-9002	宇都宮市、真岡市、上三川町、 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0041 大田原市本町2丁目 2828-4	0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607	0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1	0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、 野木町

※ 申請の受付には1時間程度を要するため、事前に電話等で予約をお願いします。

■認定の対象となる製品(認定要件)

- ○申請時において県内で販売されていること
- ○主に県内の事業場で製造されていること
- ○生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造が行われていること
- ○原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること
- ○栃木県リサイクル製品認定基準を満たしていること

1 安全性

- ○特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を原料として使用していないこと
- ○環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を満たしていること など

2 品 質

- ○JIS又はJAS等、公的機関等が定める基準を満たしていること ○栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など
- 3 循環資源の利用割合に関する基準
 - ○公的機関等が定める基準を満たしていること
 - ○栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など



■提出書類〔正本1部(資源循環推進課分)・副本2部(環境森林事務所等分・申請者控え)〕

- ○栃木県リサイクル製品認定申請書
- ○申請する製品(現品及び製品説明書等)及び製造加工フロー
- ○認定要件に該当する製品であることを証する書類
- ○会社案内、パンフレット など
 - ※ <u>申請書類や添付資料は、フラットファイル、ステープラー等による綴込みは行わず、クリップ留</u> めとしてください。

■認定期間

認定日から起算して5年が経過した日の属する年度の末日まで (令和7(2025)年度に認定する製品は、令和13(2031)年3月31日まで)

■認定のメリット

- ○県は、パンフレット等により、県民や事業者等に、認定製品の積極的なPRに努めます。
- ○認定製品には「栃木県リサイクル製品認定マーク」を表示することができます。
- ○県は、認定された製品について、品質、数量、価格等を考慮の上、積極的に使用するよう努めます。
 - 〇申請に当たっては、「栃木県リサイクル製品認定制度実施要綱」を必ず御覧くだ さい。
 - 〇実施要綱、申請書類等は県ホームページからダウンロードできます。

<ホームページ> https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/eco-seihin.html

- ・申請等に関する問合せは、環境森林事務所等まで
- ・その他の問合せは、環境森林部資源循環推進課(Tel028-623-3228)まで

